

## パブリック・コメント手続（意見募集）

指定障害福祉サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例の改正について

### 意見募集期間

平成 29 年（2017 年）

4 月 11 日（火）～5 月 1 日（月）

お問い合わせ先：福祉部指導監査課

電話 046-822-8411（直通）

横 須 賀 市



## パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめるため、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものである市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に対する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

## パブリック・コメント手続にあたって

本市では、指定障害福祉サービス事業等の基準を定める条例の改正を検討しています。

このたびのパブリック・コメント手続は、この条例改正の素案についてのご意見を伺うものです。

### 《 改正対象の条例 》

- 指定障害福祉サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例

### 【目次】

- ◆ 指定障害福祉サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例の改正案について ..... 2
- ◆ 意見の提出方法 ..... 3

## ◆ 指定障害福祉サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例の改正案について

### 1 改正の内容

指定共同生活援助（障害者グループホーム）に係る共同生活住居の設置基準を、以下のとおり改正することを検討しています。

#### (1) 共同生活住居の入居定員について

同一敷地内に複数の共同生活住居を有する場合の入居定員を、基本的には合計で10人以下とします。

#### (2) 共同生活住居の立地条件について

共同生活住居を、基本的には通所系サービス事業所の敷地外に設けることとします。

### 2 改正の理由

共同生活援助の事業は、利用者が家庭的な雰囲気の下でサービスの提供を受けるとともに、地域との交流を図ることによる社会との連帯を確保することなどが求められており、利用者の生活がグループホーム及びその併設事業所のみで完結しないこととしています。

しかし、現在の規定では、指定共同生活援助事業者が同一敷地内に複数の共同生活住居を設置することや、通所系サービス事業所を併設することが可能であり、本市としては、これらの形態は共同生活援助の事業にふさわしくないため、条例で制限したいと考えています。

### 3 施行日

平成29年7月1日（予定）

## 意見の提出方法

1 提出期間 平成29年(2017年)4月11日(火)から5月1日(月)まで

2 あて先 福祉部指導監査課

3 提出方法

○書式は特に定めておりません。

○住所及び氏名を明記してください。なお、市外在住の方の場合は、次の項目についても明記してください。

(1) (市内在勤の場合) 勤務先名・所在地

(2) (市内在学の場合) 学校名・所在地

(3) (本市に納税義務のある場合) 納税義務があることを証する事項

(4) (本パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合) 利害関係があることを証する事項

○次のいずれかの方法により提出してください。

(1) 直接持ち込み

- ・福祉部指導監査課(横須賀市役所分館2階8番窓口)
- ・市政情報コーナー(横須賀市役所2号館1階34番窓口)
- ・各行政センター

(2) 郵送

〒238-8550 横須賀市小川町11番地  
横須賀市福祉部指導監査課

(3) ファクシミリ

046-827-0566

(4) 電子メール

shidokansa-shogai@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々のご意見等には直接回答はいたしませんので、予めご了承ください。  
いただいたご意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後すみやかに公表いたします。